

保険業法の一部を改正する法律の概要

保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を5年間延長する。

生命保険契約者保護機構の補償財源

業界負担枠

①事前積立
[積立限度額 4,000億円]

②政府保証付借入
[借入限度額 4,600億円]

③政府補助

資金援助等の規模が左を超える場合、
一定要件（注）下で政府補助可

毎年330億円積立

積立額4,000億円（2022年3月末時点）

2022年3月末までの時限措置

5年間延長（～2027年3月末）

（注）業界負担のみで資金援助等を貯うとすると、生保会社の財務状況を著しく悪化させ、保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に重大な支障が生じるおそれが認められる場合（保険業法附則第1条の2の14）